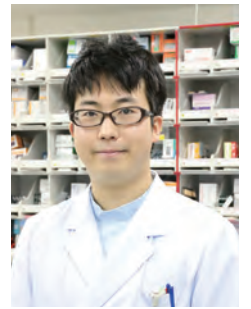


セルフメディケーション税制について

-おくすりの話 vol.19- 薬剤部 長谷川 遼馬



みなさん、突然ですが「セルフメディケーション税制」ってご存知ですか？

平成29年1月1日から実施予定の新しい制度です。まだ実施されておらずあまり知られていない制度ですが、今後の皆さんの健康をサポートするうえで重要な役割を果たす制度となると考え、今回ご紹介させて頂く事としました。

セルフメディケーションとは

WHO（世界保健機関）が次のように定義しています。「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」。現代では、医療が発展し平均寿命が延びてきています。とりわけ日本は世界でも有数の長寿国であります。そんな中で今後求められるのが、生きているうちに健康でいられる期間をどれだけ長く出来るかという点です。



自分の健康状態を知るために
健康診断を定期的に受ける

自分の健康を維持するために軽度な
体調不良に関しては必要に応じて
市販薬などを使い、健康上の問題を
解決する。

セルフメディケーション

自分の体を自分で管理する

健康診断による病気の早期発見・重症化を防ぐ
軽度な症状であれば自分で薬を選び、
より早い段階から病気の治療を始めることができます。
みなさんが健康でいられる期間を延ばすことに繋がります。

SELF MEDICATION

セルフメディケーション税制とは

ご自身の健康のために定期検診を受け、上手に市販薬を使っている人にはその代金の一部が控除されるという制度。

これまでも1年間に支払った医療費の合計が10万円を超えた場合、超えた額が所得から控除されて税金が還付・減額される医療費控除という制度がありました。しかし、比較的健康的で病院などの医療機関を利用しない方にとっては、あまり関わりのない制度でした。

その代金の一部が控除される、一定の条件とは

特定の成分（平成27年12月1日現在82種の成分）を含むかぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付剤といった市販薬約1500種類を1年間に12,000円以上購入し、更にその年に会社の健康診断や自治体のメタボ検診などを受けていることです。対象となる市販薬には専用のマークが印字もしくはシール等で示され、レシートや領収書に「★」のような印や、「セルフメディケーション税制対象」の文言が記載される予定で、確定申告時に申請を行うことで控除が受けられるという仕組みです。

詳しくは、

「厚生労働省ホームページ」の「政策について」→「健康・医療」→「医療」→「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」をご覧ください。

厚生労働省ホームページ右上検索欄に「セルフメディケーション税制」と入力して頂いてもご覧頂けます。

この記事を読んで頂き上記の制度を知って頂き、より健康な毎日を送るために、上手に医療品を活用していただけたら嬉しく思います。また、その手助けができればと考えています。薬に関してわからないこと等ありましたら、気軽にご相談ください。

